

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例（令和8年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）の改正の趣旨に鑑み、公示の方法による聴聞の通知の方法を見直すため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年5月21日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたこと等を考慮し、企業長が指定する副企業長の受けける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和8年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して、一般職の職員の給与の種類及び基準について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、引用している条項を改める改正を行うこととした。
- 2 令和8年9月24日から施行することとした。